

## 参考様式 1 (避難所運営委員会設置要領)

### 〇〇〇〇避難所運営委員会設置要領

(目的)

第1条 〇〇〇〇避難所の運営について協議するため、〇〇〇〇避難所運営委員会 (以下「運営委員会」という。) を設ける。

(構成)

第2条 運営委員会は、会長、副会長、活動班の班長及び居住組の代表者各1名を もって充てる。

(協議)

第3条 運営委員会は、避難所の円滑な運営を図るため、必要な事項について協議する。主な協議事項は以下のとおり。

- (1) 役員の選出
- (2) 避難所の運営方針
- (3) 行政機関への要請、申し入れ
- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) マスコミ取材への対応方針
- (6) 避難所のルールづくり
- (7) 活動班の編成
- (8) その他必要な事項

(運営委員会の組織)

第4条 運営委員会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 各活動班の班長 1名

(役員の職務)

第5条 会長は、運営委員会を代表し、避難所の事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、その職務を代行する。

3 各活動班の班長は、班を総括する。

(活動班)

第6条 運営委員会に、次の活動班を設ける。また、必要に応じて、活動班を新設、統合する。

(1) 総務班

避難者の管理、問い合わせへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便・宅配便の荷物の取り次ぎ、避難所運営の記録、困りごと相談窓口の設置など

(2) 情報班

情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内の情報伝達など

(3) 食糧・物資班

食糧・物資の調達、食糧・物資の受入、食糧・物資の管理・配給など

- (4) 施設管理班  
危険箇所への対応、防火・防犯
- (5) 保健・衛生班  
医療・介護、衛生管理、生活用水の管理、ゴミ、トイレ、掃除、ペットに関すること
- (6) ボランティア班  
ボランティアの受入れ
- (7) 避難者支援班  
困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援  
(会議)

第7条 運営委員会は、毎日\_\_\_\_時に定例会を開催し、会長が議長となる。また、避難所の運営活動等のため会長が必要と認めたとき臨時に会議を開催する。

(疑義)

第8条 避難所の運営について、この要領に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営委員会で協議して決定する。



参考様式 3 (避難所伝言掲示板)

〇〇避難所伝言掲示板 (例)

〇月〇日〇時現在

<input type="checkbox"/> 避難者の状況 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 男</li><li>・ 女</li></ul>
<input type="checkbox"/> 食料の配給時間
<input type="checkbox"/> 物資の状況 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 不足物資</li><li>・ 配布可能物資</li></ul>
<input type="checkbox"/> 清掃の時間
<input type="checkbox"/> 運営委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日時</li><li>・ 場所</li></ul>
<input type="checkbox"/> ライフラインの状況 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 電気</li><li>・ ガス</li><li>・ 水道</li><li>・ 電話</li><li>・ 鉄道</li><li>・ 道路</li></ul>
<input type="checkbox"/> 災害対策本部からの連絡事項
<input type="checkbox"/> 本日の当直担当者 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 昼</li><li>・ 夜</li></ul>
<input type="checkbox"/> 郵便物、宅配便の荷物の保管状況
<input type="checkbox"/> 他の避難所の状況

参考様式 4 (食糧・物資受入簿)

月 日	受入時刻	品 名	数量(単位)	送 付 元	受入担当者
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

参考様式 5 (食糧管理簿)

月 日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存 可能な 食品	米													
	レトルト飯													
	乾パン													
	インスタントスープ													
	インスタントラーメン													
	缶詰													
炊き出し 用の食品	生肉													
	野菜													
	生卵													
	練製品													
	生麺													
	果物													
食糧品	ミネラルウォーター													
	お茶													
	ジュース													
調味料	醤油													
	ソース													
	砂糖													
	塩													
	だしの素													
その他	粉ミルク													

参考様式 6 (物資管理簿)

月 日			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣類	上着											
		ズボン											
		下着											
		靴下											
		パジャマ											
		防寒着											
	女性衣類	上着											
		ズボン・スカート											
		下着											
		靴下・ストッキング											
		パジャマ											
		防寒着											
	子供衣類	上着											
		ズボン・スカート											
		下着											
		靴下											
		ベビー服・肌着											
	生活用品	生理用品											
大人用オムツ													
乳児用オムツ													
ティッシュペーパー													
トイレットペーパー													
シャンプー・リンス													
石鹸・洗剤													
歯ブラシセット													
台所用品	鍋・フライパン												
	包丁												
	皿 (平皿・深皿)												
	箸・スプーン・フォーク												

参考様式 7 (避難所開放スペース一覧)

避難所の開放スペース等(学校の例)

分類	部屋名
◎第一次避難スペース (例) 体育館	
・第二次避難スペース (例) 校舎〇階〇〇教室	
避難所運営用	◎受付所・(記入例) 体育館入り口付近
	◎事務室 (例) 受付所近く(重要物等は〇〇室で保管)
	・運営委員会室
	◎広報場所 (例) 受付所付近
	・会議場所
	・仮眠所(避難所運営者用)
救護活動用	◎救護室 (例) 保健室
	・物資等の保管室(夜間管理等)
	・物資等の配布場所
	・特設公衆電話の設置場所
避難生活活用	◎更衣室(兼授乳場所)
	・休憩所
	・調理場(電気調理器具用)
	・遊戯場、勉強場所
屋外	・仮設トイレ
	・ゴミ集積場
	・喫煙場所
	・物資等の荷下ろし場・配布場所
	・炊事・炊き出し場
	・仮設入浴場
	・洗濯・物干し場
	・駐輪・駐車場 (原則として自家用車の乗り入れは認めない。)
《利用しない部屋》 校長室、職員室、事務室、理科実験室、家庭科室など危険物のある特別教室	
《予備スペース》 応急遺体安置場所(原則として避難所には遺体を安置しないが、災害の状況によりやむを得ない場合は、避難スペースとして隔離した位置に確保する。)	

※◎印の付いたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。

## 参考様式8(避難所利用範囲・生活ルール 例)

### 避難所でのルール

この避難所のルールは次のとおりです。

- 1 避難所は、電気、水道、などライフラインが復旧する頃まで開設します。
- 2 避難者は、世帯単位で登録してください。
  - ・避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡してください。
  - ・犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止します。
- 3 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
  - ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には従ってください。
  - ・避難所では、利用する部屋を定期的に移動していただく場合があります。
- 4 食糧・物資は、全員に提供できるように調整しますが、場合によっては、高齢者や子ども等へ優先して配布する場合があります。
  - ・食糧・物資は、世帯単位などにまとめて配布します。
- 5 消灯は、夜\_\_\_時です。
  - ・廊下は点灯したままとし、体育館などは消灯します。
  - ・職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。
- 6 電話は、午前\_\_\_時から午後\_\_\_時まで、発信のみを行います。
  - ・呼び出しを行い、伝言をお伝えします。
  - ・公衆電話は、緊急用とします。
- 7 トイレの清掃は、朝\_\_\_時、午後\_\_\_時、午後\_\_\_時に、避難者が交代で行うことにします。
  - ・清掃時間は、お知らせします。
  - ・水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
- 8 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。